

# 令和2年度第2回秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会 議事要旨

日 時 令和2年10月29日(木)

午後2時から3時まで

会 場 本庁5階第2委員会室

## 1 出席者

### (1) 秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会委員

(15名中13名出席)

菅原拓男委員長、浅野雅彦副委員長、石黒直樹委員、斉藤鉦二委員  
佐藤広美委員、石川平臣委員、長谷川尚造委員、明吉穰委員  
桃崎富雄委員、福岡真理子委員、忌部守人委員、三杉孝昌委員  
相場雄大委員

### (2) 秋田市環境部

佐藤晋環境部長

環境総務課：村上義紀地球温暖化対策担当課長、

井川正広副参事、伊藤雅人主査、金森雅弘技師、加賀谷洸聖技師

## 2 次第

### (1) 開会

### (2) 議事

ア 秋田市地球温暖化対策実行計画の素案について

イ 今後のスケジュールについて

### (3) 閉会

## 3 資料

(1) 資料1 秋田市地球温暖化対策実行計画素案

(2) 資料2 協議会意見および各課意見への対応一覧

(3) 資料3 改定スケジュール

(4) 資料4 秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会委員名簿

(5) 資料5 秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会設置要綱

#### 4 質疑等内容

##### (1) 資料1および資料2について

|       |  |
|-------|--|
| 委員    | 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという首相の表明が先日行われた。本計画にある2030年度までの目標値に比べてよりスピードアップした目標値になると予想されるが、今回の改定での数値の変更は難しいと思われるため、国の計画との差違への対策はどのように考えているのか。   |
| 環境総務課 | 国がゼロカーボン宣言により、急務で計画を策定中であると聞いている。本計画は現状の数値で2030年までの目標値としているが、国の計画が前倒しとなる、また新たな項目の設定により本計画に影響があることが判明した際は、概ね5年としている計画の見直し時期を前倒しして行う。  |
| 委員長   | この素案の内容は変えずに、国の方針に合わせて適時見直すということか。   |
| 環境総務課 | エネルギー基本計画の内容が大幅に変更される可能性があるため、本計画への影響は避けられないと考えている。変更が判明した時点で再改定の作業を開始したいと考えている。<br>国のエネルギー基本計画の内容の見直しにおいて、再生可能エネルギーの比率の大幅な増加により電力排出係数の引き下げ等がある場合は、国の方針に合わせて見直しをする。また、上記の対応についての文言を盛り込みたい。 |
| 委員長   | 第5章4-1(1)環境関連企業の誘致および起業支援において、「優遇措置の検討・実施」という文言はどのような意図で削除されたのか。   |
| 環境総務課 | 産業振興部へ確認したところ、環境関連企業のみを優遇するわけではないため、文言の削除を行った。   |
| 委員    | 第5章3-2(1)分散した再生可能エネルギーのネットワーク化による効率的運用において、「VPP（バーチャルパワープラント）等の技術について調査・研究を行います。」とあるが、これはどの機関が   |

|       |  |
|-------|--|
|       | 実施するのか。  |
| 環境総務課 | 本市で実施する。   |
| 委員    | それは可能なのか。  |
| 環境総務課 | 東北電力やN T Tからの提案を踏まえて実現可能性を考慮し検討するという意味である。   |
| 委員    | 第5章3-1(6)蓄エネルギー技術の導入促進において、「再生可能エネルギーの余剰電力を利用」とあるが、この「余剰」にはどのような意味があるのか。   |
| 環境総務課 | 将来再生可能エネルギー導入が進むと、風力発電等の供給が不安定なものにおいては、将来的な可能性を考慮し余剰という文言を記載した。  |
| 委員長   | V P Pが進むに連れ、余剰電力の定義も変容する可能性があると思う。   |
| 環境総務課 | 電気は適所において適時適量使用するものであるため、「余剰」電力に限定する必要も無いと感じる。文言を削除する方向で進めたい。  |
| 委員    | 第5章2-2(2)事業者への高効率エネルギー機器等の普及促進における「市有施設」には、小中学校等の教育機関は含まれているのか。また、含まれるのであれば該当部分以降については別の章立てをするべきでないか。  |
| 環境総務課 | 環境部が専門家を派遣し実施している省エネ診断は、学校も対象として省エネ提案を行っている。そのため、市有施設のなかに教育機関は含まれているが、提案の実施の可否については教育委員会の判断となっている。また、事業者と市有施設については、民間と行政という観点から章分けをする方向で修正したい。 |

|       |  |
|-------|--|
| 委員    | 第1章6(4)秋田市地球温暖化防止活動推進センターの役割とあるが、環境省予算を基に実施している法定業務の中身について記載してほしい。また、今後は企業と協力しての温室効果ガス排出量の削減を考えているため、「団体」という表現を改めてもらえないか。  |
| 環境総務課 | 具体的事例があれば、より深掘りした内容を記載したい。また「団体」という表現は、企業も対象にした内容に修正したい。   |
| 委員    | 秋田市の小中学校にエアコン導入事業が行われているが、本計画の2030年度の温室効果ガス削減量の目標値に影響はあるのか。  |
| 環境総務課 | 本計画の2030年度の目標値は、秋田市全体が対象の「区域施策編」のものであるのに対し、小中学校の温室効果ガス排出量は、秋田市役所内部が対象の「事務事業編」に反映されるものである。また、夏の冷房に比べて冬の暖房に使用するエネルギーの方が多いため、大きく数値に影響しないと予想している。  |
| 委員    | 資料編について、市民の意見を反映させるためアンケート調査を行っているが、前回に比べて大幅に回収率が低下している。市民や事業者の環境に対する関心が低いように見受けられるが、市民の意見を反映したといえるのか。また、その理由として手法の変更等があったのか。  |
| 環境総務課 | 指摘の通り回収率は大幅に低下しているが、その理由として調査方法の変更がある。前はアンケートの配布および回答を郵送で実施したのに対し、今回はより多くの市民の意見を反映させるため対象人数を大幅に拡大し、QRコード付きのはがきを送付しインターネット上で回答してもらった形式に変更した。回答者が慣れない手法ということもあってか、前回と同程度の回答数を得られたが、母数の増加に伴い回収率が低下するという結果になった。また、回答者の構成については前回よりも幅広い世代からの回答を得られた。 |
| 委員    | アンケートは外部機関に委託をして実施したのか。  |
| 環境総務課 | 本市が実施した。従来通りインターネットが使用できない回答者には個別で対応を行った。  |

委員長 前回と調査方法や調査母数が異なる点について、適切な表記を追加すると良いと思う。

環境総務課 前回との差違について追記したい。

委員 第6章の基本方針では、(1)基本方針1「知る」で情報収集および提供、(2)基本方針2「備える」で情報発信となっている。4(1)アのハザードマップの内容について、(3)基本方針3「活かす」に追加すべきではないか。また、第5章4-2(1)産・学・官相互の連携促進における「研究や実証実験等」、(2)再生可能エネルギー等に係る研究開発・製品開発支援における「再生可能エネルギー源の利活用モデル事業」とあるが、それぞれどのようなものを想定しているのか。

環境総務課 ハザードマップについては、情報発信に対してどのように行動をすべきかについて、担当部局と協議し追記を検討したい。また、小水力発電や水素エネルギー等のエネルギー関係の技術については、秋田市での導入可能性を検討するために記載している。

委員長 時代は新エネルギーや再生可能エネルギーへと向かっている。環境的側面だけでなく、秋田市全体の活力のためにも重要であると思う。

## (2) 資料3について

委員 パブリックコメントはどのように実施するのか。

環境総務課 本庁舎や各市民サービスセンターに本計画の素案と、意見回収用の箱を設置する。また、電子メールやインターネット上でも意見の回収を行う。

委員 広報等でPRはするのか。

環境総務課 広報あきたにより実施する。

以上